



2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する委託業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する委託業務の請負契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第1条に規定する委託業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完成する。

(構成員の除名)

第13条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産し、又は解散した場合においては、第13条第2項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第14条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後のかし担保責任)

第15条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか \_\_\_\_\_者は、上記のとおり \_\_\_\_\_  
委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が  
記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 又 は 受 任 者

④

所 在 地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 又 は 受 任 者

④